

早稲田大学審査学位論文

博士（スポーツ科学）

概要書

柔道整復師形成過程の歴史的研究：  
医学および医療制度の分析と天神真楊流柔術

A historical study of Judo therapy formation process :  
Analyses of the medical and health - care system and  
Tenjin-shinyo-ryu jujutsu

2014年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科  
服部 有希子  
HATTORI, Yukiko

研究指導教員： 志々田 文明 教授

本研究の目的は、柔道整復師の成立過程について、江戸、明治、大正時代すなわち 18 世紀初頭から 20 世紀初頭までにわたり、近代的医学と医療制度の分析を通じて歴史的考察することである。考察の主要な対象としたのは、「接骨」から「柔道整復」への変遷、および柔道整復師の成立に大きな影響を与えた天神真楊流柔術の医学理論および同流柔術家の政治活動である。これに注目することによって柔道整復師の成立過程を明らかにした。

第一部では江戸から明治初期における柔術における医学的特徴について考察する。その方法は天神真楊流伝書を軸とし、その比較として同流の元となる楊心流柔術、真之神道流柔術および天神真楊流柔術伝書を用い教義と医学観を分析した。結論は以下の通りである。

第一章では楊心流、真之神道流、天神真楊流柔術の教義と医学観における密教的要素について分析した。楊心流の教義では密教をモチーフとしており、その修行の方法が武道に応用されていた。当身は武術的な意味では人体の急所を示すが、楊心流柔術伝書『胴譯図』（豊後杵築藩）に示されている当身は観想の際に身体を感じるべき部位であると考えられる。柔術に密教の要素が加えられた原因としては、(1) 楊心流柔術の技術は鞍馬寺を発端として源家に伝えられたこと、(2) 鎌倉時代、幕府による「貴体安泰」、「武家鎮護」の祈禱が主に天台宗寺門流および真言宗広沢流の僧侶により行われたことから、鎌倉で展開された密教が九州に伝わったものと考察された。

第二章では楊心流柔術、真之神道流柔術、天神真楊流柔術における人体認識の変化について分析した。医学的変遷の観点から楊心流柔術および天神真楊流柔術の伝書における当身を検討すると、楊心流柔術から天神真楊流へと世代を下るにつれ経絡、経穴への言及が多く、東洋医学の影響が色濃い。また、同じ天神真楊流柔術でも、『天神真楊流柔術経絡人之巻』と『天神真楊流当身』を比較すると、後者の方がより東洋医学的である。だが総括的に言えば当身が完全に東洋医学の経絡、経穴に置き換えられることはなく、楊心流柔術から続く当身の名称は残り、当身について東洋医学の言葉を加えて説明するものであった。

第三章では明治期、天神真楊流柔術の西洋医学との接触において、接骨の要素が加わったことについて分析した。天神真楊流柔術の技術を伝える『柔術生理書』を見ると、西洋医学の用語を加え、内容的に医学的なものとして執筆されている。同書の特徴は、1706 年に輸入された『パレ全集』「骨折篇・脱臼篇」(Ambroise Pare *Ambroise Paré's Oeuvres*) を参考とした箇所が散見されることである。一方『柔術生理書』では、従来の当身の説明は完全に削除されることはなく、「古図式」など中国医学の内景図とともに西洋医学の説明が記されていた。『柔術生理書』は、当身というこれまでの天神真楊流伝書に記載されていたものに、接骨の要素を加え、これに西洋医学的解釈を併記したのである。これは伝書に西洋医学の用語を使用することで外觀上、医学的な信憑性を高めようとするものであり、このことは密教の教義に対する関心が伝書を通じて貫かれていることを示唆している。

第一部では、柔術の医学的要素とは、江戸時代では当身を中心に密教に影響を受けた身体觀を基礎とし、これに東洋医学の要素を加えたことを明らかにした。また明治初期には接骨の要素が加わり、これが当身とともに西洋医学の用語で説明されたことを解明した。

第二部では接骨から柔道整復へ改変された経緯について考察した。明治中期から大正初期にかけての日本の医療制度とこれに対する天神真楊流柔術家の政治活動、とりわけ萩原七郎を中心に行われた柔道接骨術公認期成会運動を分析し、以下の結論を得た。

第一では医制制定以来の接骨がおかれた状況、および萩原七郎による柔道接骨術公認期

成会の特質について分析した。1911(明治44)年に成立した按摩術営業取締規則を受けて、萩原七郎は接骨の法制化を目的に帝国議会への請願運動を開始した。しかし接骨の全国的な組織化という問題、接骨と業務範囲が重なる整形外科医の存在、日露戦争後の政府の財政状況と疎隔した請願方法では接骨の法制化はなされなかつた。これに対し、萩原は政治的には接骨を全国的に組織化し、柔道接骨術公認期成会を結成した。また同期成会の医学的特質は医制制定以来、政府の衛生行政の目的の一つである医療従事者に対する西洋医学教育に注目し、接骨に西洋医学を導入するために、同期成会が組織的に東京帝国大学医学部や京都帝国大学医学部などに協力を求め、医療講習会を開催したことである。

第二章では嘉納治五郎の高弟・山下義韶と、接骨の存在意義を主張した帝国議会への請願書「柔道接骨術公認ノ件」について分析した。1916(大正5)年の帝国議会への請願「柔道接骨術公認ノ件」は、萩原の師匠である嘉納治五郎の高弟、山下義韶により行われた。山下は政府の財政難に対応しつつ、接骨の存在意義は柔道家の生活を保障することにあり、そのためには接骨の法制化が必要であるという主張を主体として、接骨に西洋医学教育やこれに準じた試験制度を設けることを重視して請願活動が行われた。

第三章では柔道接骨術公認期成会と帝国議会および中央衛生会との折衝、および接骨から柔道整復への改変による「按摩術営業取締規則」の改正について分析した。柔道接骨術公認期成会の請願が、山下の存在により帝国議会の審議を通過すると、中央衛生会において「按摩術営業取締規則」の改正について審議の機会を得ることとなつた。中央衛生会では、柔道接骨術公認期成会を代弁して三浦謹之助が接骨を支えるために必要な西洋医学教育と業務範囲の規定の再整備を訴えた。三浦は議場で審議員の反対意見と対峙しながら、積極的に接骨の法制化を擁護し、接骨はあくまで医師の監督の下に施術を行うものであることを主張した。その結果、接骨は1920(大正9)年に柔道整復として法制化された。萩原は講道館の協力を得て柔道接骨術公認期成会を結成し、帝国議会で説得・交渉に当つた。また按摩術営業取締規則の改正、および改正の過程で柔道を免許取得の基礎的要件に組み込むなどを実行する中で、講道館は接骨の法制化のほぼ全過程に関与したのである。

第四章では法制化後の柔道整復術について分析した。第一回柔道整復術試験は1920(大正9)年10月に実施された。試験は筆記と実地が行われた。ところがこの試験では学科(筆記)で落第する人が多数生じた。このため、試験対策のための標準化された教科書が必要となつた。1921(大正10)年、柔道整復術協盛会本部は『柔道整復術』を柔道整復術試験に準じたテキストとして出版した。同書は西洋医学の理論を踏襲しており、これにより柔道整復術の理論は完全に西洋医学化された。一方、実地試験に関しては大きな問題は見られなかつた。これは萩原らが請願運動をしていた際、1916(大正5)年、1918(大正8)年に行われた講習会で既に実地練習がなされており、この時の講師は第一回柔道整復術試験委員の竹岡宇三郎であったため、本試験で受験者に有利に働いたからである。竹岡の著書『竹岡式接骨術』によると、柔道整復の施術は西洋医学的に理に適つたものであるとされた。竹岡の同書中の記述は、これまで天神真楊流柔術で伝承された接骨術を否定するとともに、柔道整復術の技術は医学的に根拠があることを医学界に示すことになった。

第二部では1920(大正9)年の按摩術営業取締規則の改正により、柔道整復術は法的に西洋医学の枠組みに入るとともに、理論、技術とも西洋医学として改変されたことを解明した。